

平成30年12月19日
日本経済再生総合事務局

1. 論点（第21回未来投資会議 資料1抜粋）

- 競争政策の重要性に鑑み、企業結合規制について一定の例外をもたらすのであれば、そのような例外的対応を取るにあたっては、地域経済の維持発展や地域のインフラ維持といった大きな視点が必要ではないか。
- 地方銀行・第二地方銀行は、全国の5割の企業のメインバンクを務めている一方、過半数が本業で赤字となっている現状にある。安定的な地域金融のインフラを確保するため経営統合をどのように考えるか。
- 乗合バス等については、少子化や人口流出により、特に地方部での経営環境が悪化し、地域公共交通を支えることに限界が近づいており、安定的な地域公共交通を確保するため、破綻のおそれが生じる前に経営統合による経営力の強化を図ることをどのように考えるか。
- 県域にかかわらず、地域経済の実情を踏まえ、地銀・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方を検討する必要があるのではないか。
- 地方銀行や地域公共交通としての乗合バス等は、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高く、かつ、同一地域の他の企業や地域経済の生産性向上に大きな影響があるセクターであるが、このような地方基盤企業については、
 - ①地域経済の維持発展
 - ②地域のインフラ維持
 - ③合併等の競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案し、経営統合の判断を行っていくべきではないか。
- この際、地銀等について、経営統合を行った場合、間接経費が削減されるなど経費削減の効果がみられ、サービスの維持が可能となりやすいことをどう考えるか。

- 地銀、乗合バス等の地方基盤企業への独占禁止法の適用判断については、公正取引委員会の地銀、乗合バス等についての専門性を向上させるため、専門の部署を設置するという考え方をどう考えるか。
- この際、関係省庁からの公式な意見表明制度の導入や審査プロセスへの反映について検討すべきではないか。
- 地方銀行の統合案件について、その審査が長期化し、地銀側にコスト負担が生じ、合併等を検討する地銀が消極的となることが危惧される。他方、近年の例をとって、債権譲渡等の条件付けがデファクトとなるといった根拠のない情報が流布され混乱を招いている。地方基盤企業が経営戦略として、経営統合等を検討する場合、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性を持って判断できるよう、透明なルールを整備すべきではないか。
- また、乗合バス等については、地域の利用者にとって利便性の高いサービスであり、複数事業者間で地域住民のためにサービス内容の調整を図ることがカルテルと指摘されることのないよう、独占禁止法の適用の考え方を整理する必要があるのではないか。
- 以上のような経営統合等による地方基盤企業の再生については、真の再生と地域への還元に向け競争政策上の配慮を行うだけでなく、他の支援措置を含め支援策パッケージとして組むことを検討すべきではないか。
- 上記の地方基盤企業に当たらないものの、当該企業が営んでいる事業が当該地域内の雇用の維持、取引の拡大、受注の機会の増大など、地域の住民又は事業者に対し、相当の経済的効果を及ぼすものであり、当該事業が存続できなくなることにより、当該地域社会の持続可能性に深刻な影響を及ぼすといったタイプの企業について、どう考えるか。

2. 今後の検討の方向性（第21回未来投資会議における安倍総理発言）

地方銀行や乗合バス等は、地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持は国民的課題である。

このため、経営環境が悪化している地方銀行や乗合バス等の経営力の強化が課題。独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランスよく勘案し、判断を行っていくことが重要である。

地方におけるサービスの維持を前提として、ここが重要なところであるので、もう一回申し上げる。地方におけるサービスの維持を前提として、地方銀行や乗合バス等が経営統合等を検討する場合に、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性を持って判断できるよう、透明なルールを整備することを検討したいと考える。

この問題は、専門家を含めてしっかりと検討を行い、本会議に報告をいただきたいと思う。結論を来年の夏までに決定する実行計画に盛り込んでいく。

（第21回未来投資会議議事要旨抜粋）

(参考)経済政策の方向性に関する中間整理(抜粋)

(平成 30年 11月 未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議)

第2章 成長戦略の方向性

3. 地方施策の強化

地方銀行や乗合バス等は、地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持は国民的課題である。経営環境が悪化している地方銀行や乗合バス等の経営力の強化を図る必要がある。

このため、独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案し、判断を行っていくことが重要である。地方におけるサービスの維持を前提として地方銀行や乗合バス等が経営統合等を進める場合に、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性をもって判断できるよう、透明なルールを整備することを来夏に向けて検討する。

①地銀・乗合バス等の経営統合などに対する競争政策上の制度創設・ルールの整備

競争政策の重要性に鑑み、企業結合規制について一定の例外をもたらすのであれば、そのような例外的対応を取るにあたっては、地域経済の維持発展や地域のインフラ維持といった大きな視点が必要である。

地方銀行・第二地方銀行は、全国の5割の企業のメインバンクを務めている一方、過半数が本業で赤字となっている現状にある。

乗合バス等についても、少子化や人口流出により、特に地方部での経営環境が悪化し、地域公共交通を支えることに限界が近づいており、安定的な地域公共交通を確保するため、破綻のおそれが生じる前に経営統合による経営力の強化を図る必要がある。

このため、県域にかかわらず、地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方(新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備)を検討する必要がある。

また、地方銀行や乗合バス等の経営統合などに対する独占禁止法の適用を判断するに際して、公正取引委員会の専門性を向上させるための専門の部署を設置や、関係省庁による公式な意見表明制度の導入等によりその知見を公正取引委員会の審査プロセスに反映することについて検討する。

併せて、乗合バス等については、複数事業者間で地域住民のためにサービス内容の調整を円滑に図ることができるよう、独占禁止法の適用の考え方を整理する。

加えて、上記の地方基盤企業に当たらないものの、地域の雇用維持等に影響を及ぼすその他の企業への独占禁止法等の適用をどう考えるか検討する。